

袋井市ふるさと納税協力事業者募集要項

令和8年4月1日改正

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度による袋井市（以下「市」という）への寄附促進と地場産品などのPR、販売促進および地元企業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者に返礼品として贈呈する商品やサービスを提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集する。

2 募集の要件

市が募集する返礼品を提案することができる協力事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。

- （１）関係法令等に沿った生産・製造・販売・役務の提供を行っていること。
- （２）本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等の生産拠点のいずれかが市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- （３）公租公課の滞納がないこと。
- （４）代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等でない者。
- （５）個人情報を取扱う場合、十分に留意いただけること。
- （６）袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、同要綱に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。

※ただし、上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合がある。

3 募集する返礼品

- （１）返礼品は、次に掲げる要件すべてを満たしているものとする。

ア 市の魅力を「体感できる」、「懐かしむ」ものであり、市をPRし、地域産業の振興につながる要素をもつこと。

イ 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。

なお、地場産品基準に適合しているかについては、返礼品の提供期間に応じて適用される最新の法令等に照らして判断する。

ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除く）

エ 市ふるさと寄附金（納税）関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。

オ 市のイメージアップにつながるものであること。

カ 公序良俗に反しないものであること。

（２）費用負担等について

市が負担する返礼品の提供に係る費用（以下「返礼品提供費用」という。）は、各返礼品の提供価格に当該返礼品の発送実績の件数を乗じて得た金額及び送料とし、中間事業者を通じて協力事業者に支払うものとする。

４ 協力事業者様のメリット

市が契約するふるさと寄附金（納税）関連ホームページやパンフレット等へ返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載される。

※掲載しているポータルサイトは、市ホームページを参照。

５ 申込み期間

随時受け付け中。

６ 申込方法

市ブランド戦略課ブランド戦略係に連絡後、『袋井市ふるさと納税協力事業者エントリーシート兼承諾書』に必要事項を記入して申込を行う。

７ その他留意事項

（１）具体的な返礼品の内容につきましては、適正な管理等に万全を期すため、市が受け付けた後に、審査し決定する。決定後に、返礼品の配送手配等について打ち合わせを実施する。

- (2) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に中間事業者に連絡すること。

【中間事業者（返礼品取りまとめ・配送等管理運営事業者）】

レッドホースコーポレーション株式会社

〒130-0015 東京都墨田区横網1-10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2階
株式会社さとふる

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2-1 京橋エドグラン

- (3) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について中間事業者へ必ず報告すること。
- (4) 取り扱い時期は、採用の決定からおおよそ3～5ヵ月後となる。
- (5) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守すること。
- (6) 協力事業者は、返礼品協力事業者として登録されている期間のみならず登録期間終了後において、返礼品の提供に係る業務を処理するために市から提供される寄附者の個人情報を返礼品の送付目的以外に利用してはならず、第三者に漏えいしてはならない。
- (7) 協力事業者及び返礼品の登録後、次の事由に該当する場合は、事業者登録及び当該返礼品の掲載を取り消す場合がある。
- ア 協力事業者の要件（本要項2）や返礼品の採用要件（本要項3）を満たしていないことが判明した場合
 - イ 総務省基準の改正等により、返礼品の採用要件を満たしていないと判断された場合
 - ウ 返礼品としての取扱いに支障がある事由が生じた場合
 - エ 市のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合
- (8) 市は、ふるさと納税制度の適正な運用のために、必要に応じて協力事業者に対して返礼品及び返礼品の提供に係る業務に関するヒアリング・調査（実地調査を含む）を行うことができるものとする。
- (9) 本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、市と協議の上解決するものとする。協力事業者は、ヒアリング・調査の実施にあたって、市に協力するものとする。

【問い合わせ先】

袋井市役所 企画部ブランド戦略課ブランド戦略係

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

T E L : 0538-44-3158 F A X : 0538-44-3150

メール : brand@city.fukuroi.shizuoka.jp